

転出される方へ（ご案内）

★転入の手続き

引っ越しした日から**14日以内**に、新住所地の市区町村役場で手続きをしてください。手続の詳細や持ち物等については、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。

★予定日や転出先に変更があったときは・・・

転出証明書はそのまま使えますので、変更があったことを転入先の市区町村役場に申し出てください。

★転出を取り止めたときは・・・

転出証明書、本人確認書類を持って、市民課または支所で早めに手続きをしてください。

★くらしの手続きガイド

簡単な質問に答えるだけで必要な手続き、持ち物、窓口の場所をご確認いただけます。QRコードからアクセスしてください。



項目	安城市役所での手続き
印鑑登録	登録は転出（予定）日に抹消されます。印鑑登録証は、ご自身で破棄してください。 (本庁舎 1階 1番窓口 市民課 電話 71-2221)
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	海外に転出 する方は、カードの返納手続きをしてください。 (本庁舎 1階 2番窓口 市民課 電話 71-2268)
児童手当	子育て支援課で手続きをしてください。 (本庁舎 1階 3番窓口 子育て支援課 電話 71-2227)
児童扶養手当 遺児手当 (ひとり親家庭等)	子育て支援課で手続きをしてください。児童のみ転出する場合も、手続きが必要です。 (手当の支給が止まっている方も手続きが必要です。) (本庁舎 1階 4番窓口 子育て支援課 電話 71-2229)
児童クラブ	退会届を児童クラブ又はあんぱ〜くに提出してください。育成料等の納め忘れのあるときは、あんぱ〜くで精算してください。 (あんぱ〜く <大東町> 子育て支援課 電話 72-2319)
保育園 認定こども園 幼稚園	入園している児童がいる方は、各園へご連絡ください。保育料等の未納がある方は、窓口にて手続きをしてください。 (本庁舎 1階 6番窓口 保育課 電話 71-2228)
施設等利用給付認定 (幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設の幼児教育・保育の無償化)	施設等利用給付認定（新1号、新2号及び新3号）を受けている方は、新住所地への転入日で認定が取消されますので、「辞退等申出書」をご提出ください。 新住所地の市町村役場にて認定が開始されるまでの間、無償化の対象外となる可能性があります。申請手続きの詳細については、新住所地の市区町村役場へお問い合わせください。 (本庁舎 1階 6番窓口 保育課 電話 71-2228)
医療費受給者証	新住所地への転入日から使えませんので、返却してください。 新住所地で手続きをするまでの間に医療機関を受診される場合は、転出したことを医療機関に申し出て自己負担分をお支払いください。 (本庁舎 1階 8番窓口 国保年金課 医療係 電話 71-2232)
養育医療券	医療券をお持ちの方は返却してください。新住所地への転入日から安城市の資格はなくなります。 (本庁舎 1階 8番窓口 国保年金課 医療係 電話 71-2232)
後期高齢者医療	保険者証等をお持ちの方は、手続きが必要です (本庁舎 1階 8番窓口 国保年金課 医療係 電話 71-2232)
国民健康保険	保険証等を返却してください。世帯主が転出する場合は、国保係へお越しください。 (本庁舎 1階 9番窓口 国保年金課 国保係 電話 71-2230)
国民年金	国民年金第1号被保険者の方で 海外に転出 する方は、資格喪失の手続きが必要です。本人確認書類をお持ちください。 (本庁舎 1階 10番窓口 国保年金課 年金係 電話 71-2231)

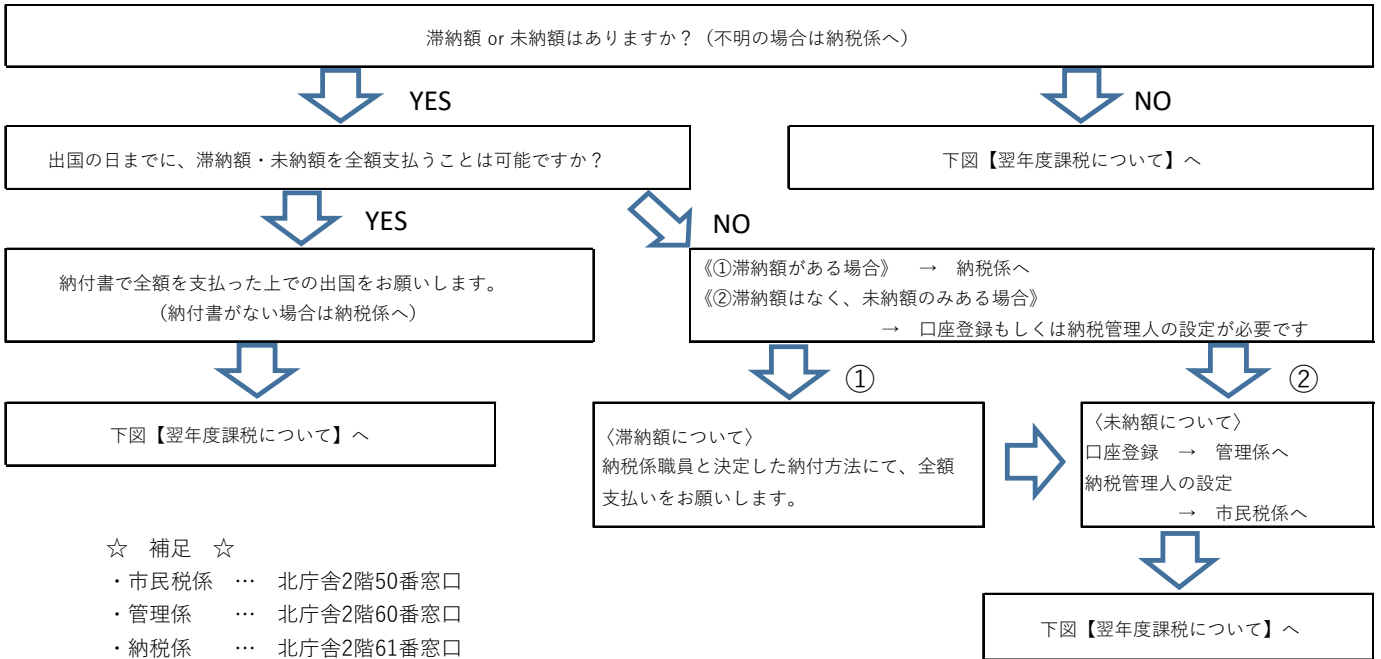
安城市税について

国民健康保険税	<p>国民健康保険税は、住民票のある市区町村で世帯単位で課税され、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でなくても、世帯主に対して課税されます。</p> <p>転出されると、月割計算により税額が変更となります。後日、変更した納税通知書を送付します。納め過ぎとなった分は翌月以降に返金いたします。</p>	<p>窓口 9 (本庁舎 1 階) 国保年金課 国保係 電話 71-2230</p>
市県民税	<p>1月1日現在において居住していた市区町村で1年分が課税されます。</p> <p>※1月2日以降に転出された場合でも、1年分は安城市での課税となります。</p> <p>※市県民税が課税されている方で海外へ転出する場合は、納税管理人の設定の手続きをしてください。</p>	<p>窓口 50 (北庁舎 2 階) 市民税課 市民税係 電話 71-2214</p>
固定資産税	<p>1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。</p> <p>※転出された場合でも、市内に該当物件があれば、安城市から課税されます。</p> <p>※固定資産(土地、家屋、償却資産)をお持ちの方又はその送付先もしくは納税管理人となっている方が海外へ転出する場合は、送付先の設定又は納税管理人の設定の手続きをしてください。</p>	<p>窓口 57 (北庁舎 2 階) 資産税課 家屋係 窓口 58 資産税課 土地係 窓口 59 資産税課 償却資産係</p>

登録変更の手続について

項目	内容	持ち物	担当
市税の口座振替	<p>市税振替口座の登録は継続されます。振替口座の変更・廃止を希望する場合は、手続きが必要です。</p>	<p><振替口座の手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳又は口座内容の確認できるもの ・通帳印 	<p>窓口 60 (北庁舎 2 階) 納税課 管理係 電話 71-2216</p>
軽自動車等の住所変更等	<p>原付(125cc以下)・小型特殊は、新住所地の市役所でナンバープレートの変更手続きが必要です。</p> <p>廃車のみ場合は、安城市役所市民税課で手続きしてください。</p>	<p><新住所地のお手続き></p> <p>新住所地の市役所等にお問い合わせください。</p> <p><廃車のみのお手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・本人確認書類 	<p>窓口 51 (北庁舎 2 階) 市民税課 軽自動車係 電話 71-2213</p>
	<p>軽自動車・二輪車(125cc超)は、車検場での『車検証の住所変更手続』が必要です。</p> <p>海外へ転出される場合は、送付先変更の手続きをしてください。</p>	<p><車検証の手続き></p> <p>該当機関をご案内します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 	

～出国前に必ずご確認ください！！～



【翌年度課税について】

月	前年度												本年度												翌年度												翌々年度				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月												
住民税	収入												前年の収入に対しての税額												税額決定																
																									《注》給与や年金からの引き落としで納付をしている方が、年の途中で出国する場合、納付書による納付に切り替わる場合があります。納付義務はなくなりませんので、ご注意ください。																
																									①納付書による納付（普通徴収 1期～4期）																
																									②給与からの引き落としによる納付（給与特別徴収 6月～翌5月）																
																								③年金からの引き落としによる納付（年金特別徴収 4月～翌2月）																	
																								仮納付																	

ご注意ください！！

海外に出国をした場合でも、翌年度住民税が課税される可能性があります！！

- ・本年中、給与や年金等の収入が少しでもあった方
- ・出国の期間が短期（1年未満）の方
- ・旅行やワーキングホリデー目的の出国の方

etc

まずは、市民税係の窓口までお越しください。
必要な手続きについて説明させていただきます。

市民税課：北庁舎2階50番窓口 TEL 0566-71-2214

項目	安城市役所での手続き
在外選挙人名簿への登録の移転	海外へ転出する方で、出国時に在外選挙人名簿への登録の移転の申請を希望される方は、選挙管理委員会での手続きをしてください。（申請者本人による署名が必要になります。） 持ち物：本人確認書類 （本庁舎 2 階 2 6 番窓口 行政課(選挙管理委員会) 電話 71-2208)
障害(児)者福祉	手当を受給されている方は、喪失の手続きをしてください。 （北庁舎 1 階 3 8 番窓口 障害福祉課 電話 71-2225） 障害福祉サービスを受給されている方は、取消の届出をしてください。 （北庁舎 1 階 3 9 番窓口 障害福祉課 電話 71-2259）
更生医療 育成医療	受給者証を返却してください。（北庁舎 1 階 3 9 番窓口 障害福祉課 電話 71-2259）
高齢者福祉	介護人手当の受給者は喪失の手続き、高齢者サービスの利用者は、廃止の手続きをしてください。 貸与機器（福祉電話器、緊急通報装置、認知症高齢者支援事業用機器）は返却してください。 （北庁舎 1 階 4 4 番窓口 高齢福祉課 電話 71-2223）
介護保険	被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証等を返却し、保険料の精算をしてください。要介護認定申請中又は認定を受けている方は、受給資格証明書の発行手続きをしてください。 （北庁舎 1 階 4 7 番窓口 高齢福祉課 電話 71-2226）
市営霊園	市営霊園の使用者の方は、住所変更の手続きをしてください。 持ち物：墓所使用許可書、住民票の写しその他の変更の内容を証明する書類 （北庁舎 2 階 5 3 番窓口 環境都市推進課 電話 71-2206）
海外転出に伴う犬の届出	飼い主が海外へ転出される場合は、手続きをしてください。 （北庁舎 2 階 5 3 番窓口 環境都市推進課 電話 71-2206）
固定資産税	固定資産（土地・家屋等）をお持ちの方又はその送付先もしくは納税管理人となっている方が海外へ転出する場合は、送付先の設定又は納税管理人の設定の手続きをしてください。 （北庁舎 2 階 5 7 番窓口 資産税課 電話 71-2215）
市営住宅	退去又は同居者異動の届出が必要です。（北庁舎 3 階 6 5 番窓口 建築課 電話 71-2240）
桜井駅周辺 土地区画整理地区 保留地の所有者の住所変更	転出により保留地所有者の住所を変更した場合は、届出をしてください。 持ち物：転出証明書 （北庁舎 4 階 9 0 番窓口 区画整理課 電話 71-2261）
小・中学校	在学証明書や教科用図書給与証明書などを在籍校から受け取り、就学予定校へお持ちください。引き続き安城市内の学校を希望される方は、ご相談ください。 （教育センター 3 階 <横山町> 学校教育課 電話 71-2254）
妊産婦・乳児健康診査等、予防接種	転出後は、安城市が発行した受診票・接種券は使用できなくなります。転出先の市町村でお早めに交換手続き等について相談してください。（保健センター <横山町> 健康推進課 電話 76-1133）
新型コロナワクチン接種券	転出後は、安城市が発行した、新型コロナワクチン接種券は使用できません。転出先の市町村で交換手続き等について相談してください。（新型コロナワクチン接種コールセンター <横山町> 電話 91-3567）
水道	使用中止の手続きをし、料金の精算についてご確認ください。電話でも受け付けます。 （西庁舎 1 階 水道業務課 水道お客様窓口 電話 71-2249）
ごみ処理	引越しに伴う多量ごみは収集できませんので、市の施設に直接搬入してください。 （清掃事業所（リサイクルプラザ） <堀内町> 電話 76-3053） （環境クリーンセンター <和泉町> 電話 92-0178）
図書館利用者カード	本人確認書類を持って住所の変更をしてください。（利用者カードは安城市外在住の方も利用できます。） （アンフォーレ（図書情報館） <御幸本町> アンフォーレ課 電話 76-6111）